

2003(平成 15)年度 基本事業目的評価表

基本事業名 11203 家庭・職場・地域における男女共同参画の推進

評価者 生活部男女共同参画室 室長 松岡 史子
059-224-2225 matsuf00@pref.mie.jp

評価年月日 2004/5/27

政策・事業体系上の位置づけ

政策：一人ひとりが尊重され、誰もが参画できる社会の実現

施策：112 男女共同参画社会の実現

施策の数値目標：男女共同参画意識普及度

基本事業の目的

【誰、何が(対象)】

県民一人ひとりが

【抱えている課題やニーズ】

職場や家庭、地域社会での性別に基づく差別的取り扱いの是正、男女の固定的役割分担意識に基づく制度や慣行の改善が十分ではない。

そのため、場面によって男女の参画に偏りがある。

という状態を

【どのような状態になることを狙っているのか(意図)】

家庭、職場、地域において、性別にかかわらず、多様な生き方を選択できる生活を営んでいる

という状態にします。

【その結果、どのような成果を実現したいのか(結果=施策の目的)】

県民一人ひとりが性別にとらわれず、生き方や価値観を尊重し合いながら、社会のあらゆる分野で共に参画している

基本事業に関する各種データ

基本事業目標項目及びコスト

		2003	2004	2005	2006
地域で男女共同参	目標	799	870		1000

画を主体的に推進する人材、団体数(人・団体) [目標指標]	実績	861			
必要概算コスト(千円)		32,385	24,782	0	0
予算額等(千円)		5,098	3,632		
概算人件費(千円)		27,287	21,150	0	0
所要時間(時間)	所要時間合計(時間)	6,451	5,000	0	0
	所管所属分(時間)	1,800	5,000		
	関係機関分(時間)	4,651			
人件費単価(千円/時間)		4.23	4.23	4.21	
必要概算コスト対前年度(千円)			-7,603	-24,782	0

数値目標に関する説明・留意事項

県男女共同参画センターに登録している個人・団体や、農村漁村女性アドバイザーなど、地域で主体的に男女共同参画を推進する人材等の数を目標値として設定しています。

2002年度の733人・団体を2006年度には1000人・団体をめざすこととし、2003年度は799人・団体を目標としました。

2003年度から、新たに男女共同参画推進員を配置したので、目標値を上回る実績となりました。

基本事業の評価

2003年度を振り返っての評価

【これまでの取組と成果、成果を得られた要因と考えられること】

生活創造圏ごとに地域づくりを行う組織を、県民・各種団体・企業・市町村・県の参加により立ち上げ、地域事情に応じた事業を実施しました。

各種セミナー、シンポジウム等により、男女雇用機会均等法、育児休業法、パート労働法等の普及をはかり、主として働く女性の支援を行うとともに、積極的に取り組んでいる企業を表彰しました。

農村漁村アドバイザーの認定を進め、リーダーとなる人材を育成しました。

【前年度に残った課題、その要因と考えられること】

市町村合併を契機として、地域社会が大きく変わる節目にあり、集中的で効果的な働きかけが求められています。

子育て支援など、働く場における環境整備に対する期待に対応していくことが求められています。

他の施策や重点プログラム等への貢献(総合行政の視点等)

それぞれの場面において、県民・各種団体・企業・市町村との連携を強化します。

基本事業の展開

2004 年度 施策から見たこの基本事業の取組方向		
注力	総括室長の方針・指示	見直しの方向
↑	「男女が協力して子育て・介護にあたる」「子育て・介護は社会全体で対応していく」という意識の浸透を図り、男女ともに生活スタイルや働き方の見直しを行える取組を進める。	改善する

評価結果を踏まえた 2004 年度の取組方向

- 地域づくり事業を核として、主体的に男女共同参画に取り組んでいる人材・団体の育成をはかります。
- 農村漁村などにおける男女共同参画を促進するとともに、商工業等自営業におけるリーダーの育成、経営参画、起業等の促進に向け、働きかけを検討します。

2004 年度 構成する事務事業間の戦略（注力、見直しの方向）					（要求額：千円、所要時間：時間）			
事務事業	要求額	対前年	所要時間	対前年	注力	見直しの方向	貢献度合	効果発現時期
	事業概要				室長の方針・指示			
A きらめく農山漁村女性育成事業	3,632	-1,466	5,000	-1,451	→	現状維持	直接的	中期的
	農山漁村での男女共同参画推進の中心的なリーダーとして、農村、漁村女性アドバイザーを認定、育成するとともに、女性の地域での方針決定の場への登用、女性起業家の育成、家族経営協定の締結などを推進する研修会や啓発活動を行います。				農山漁村地域づくりの核となる事業であり、これまでどおり充実に努めること。			
B 働きやすい職場づくり推進事業（再掲）	2,562	928	1,200	279	↑	改善する	直接的	中期的
	平成14年度に創設した企業表彰制度の運用と、その中での優良事例のPRを行うとともに、「働きがいのある職場づくりスクール」の開催、パートタイム労働・仕事と家庭の両立等に関する啓発など、働きがいのある職場づくりのための取組を促進します。				就労形態の多様化が進んでいる中、重要な取り組みである。これまでの取り組みをさらに充実するよう努めること。			
C 青少年健全育成条例施行事業（再掲）	3,664	650	5,000	-554	→	改善する	間接的	中期的
	青少年に有害な興行、図書類、がん具類等の指定及び立入調査員制度の効果的な運用により、有害環境の浄化に努める。				有害図書等の包括指定について、その趣旨を広く普及し実効性があるものにするため、研修会の内容や対象を充実させること。			
D（重）ファミリーサポートセンター設置促進事業（再掲）	13,345	7,540	1,060	100	↑	改善する	直接的	中期的
	子育て中の勤労者等の育児の不安や育児負担感を軽減し、安心して仕事と家庭を両立できる環境づくりを推進するため、地域における子育て等の相互援助組織であるファミリー・サポート・センターの設置と機能の強化を支援する。				健康福祉部と市町村との連携を十分とり、設置促進に努めること。また、既設のセンター機能を充実するための支援を進めること。			
E 労働者福祉対策資金貸付等事業（再掲）	1,067,131	-58,577	540	0	→	現状維持	直接的	即効性
	大企業に比べ、賃金や福利厚生制度で格差のある中小零細企業で働く勤労者が、安全で安心して暮らすことができ、より質の高いライフスタイルが実現できるように、住宅取得等資金・育児介護休業資金の貸付を行う。				厳しい雇用情勢の現状から、多くの勤労者に利用可能となるようPRに努めること。特に育児介護休業資金の活用が低いことから積極的に進めること。			

11203 家庭・職場・地域における男女共同参画の推進

F 特別保育事業費補助金（再掲）	652,815	-36,030	3,364	0	現状維持	直接的	即効性
	地域における様々な保育需要に対応するため、延長保育、一時保育等を実施する市町村に対し補助を行ない、多様な保育サービスの整備及び子育て支援の充実を図る。				仕事と子育ての両立を支援するため、普及・拡大に取り組む市町村を支援すること。		
G (重)放課後児童対策事業費補助金（再掲）	302,833	135,903	2,000	428	現状維持	直接的	即効性
	放課後に保護者が不在の小学校低学年児童の健やかな育成のため、放課後児童クラブに対し運営補助を行う。				放課後における健全な育成、居場所確保のため一層の設置促進に取り組むこと。		
H 保育所子育て対策事業費補助金（再掲）	100,721	-13,667	1,100	7	現状維持	直接的	即効性
	就労形態の多様化等によりますます高まっている保育所の低年齢児保育のニーズに応える事業を促進し、女性の仕事と子育ての両立支援をはかる。				現状のまま取り組むこと。		
I (重)保育所整備費負担（補助）金（再掲）	820,877	164,836	5,060	665	改善する	直接的	即効性
	保育に欠ける児童の適切な保護をはかるため、市町村または社会福祉法人等が保育所を設置等する場合、その整備に要する経費を助成する。				多機能保育所を重点的に整備することにより多様な保育需要に適切に対応すること。整備が適切に執行されるよう指導すること		
J 乳幼児健康支援一時預り事業費補助金（再掲）	29,544	-12,696	212	-61	現状維持	直接的	即効性
	保育所に通所中の児童等が病気の回復期であり、集団保育の困難な期間、その児童の一時預かりを行うことにより、保護者の子育てと就労の両立を支援する市町村に対して補助を行う。				実施市町村の増加に努めること。		
K (重)地域子育て支援センター事業費補助金（再掲）	237,011	38,470	1,000	-1,493	改善する	直接的	即効性
	地域全体で子育てを支援する基盤を形成するため、保育所等や医療機関に専任の職員を配置し、子育てに関する相談や子育てサークルの育成など地域の子育て家庭を支援する。				子育て支援の中核となるものであり地域の関係機関との連携を進めること。		
L 子育てを地域で支える環境づくり普及事業（再掲）	1,360	-160	800	0	現状維持	間接的	即効性
	子育てを地域で支える環境づくりを進めるため、男女共同参画センターに委託して、地域の子育て人材であるNPOと市町村との協働を促進するための合同研修会を開催する。				NPOとの調整を早期に行い、NPO・市町村との協働を進めリーダーを養成すること		
M 身体障害児等援護費（再掲）	99,737	11,685	3,829	0	現状維持	直接的	即効性
	身体に障害のある児童に対し、日常生活能力を得るために必要な医療（育成医療）や入院に必要な結核罹患児童に対し、療養にあわせて学習の援助をする療育の給付を行い、もって児童の健全な育成をはかる。				現状にままと取り組むこと。		
N 子育て短期支援事業費補助金（再掲）	1,620	547	120	10	現状維持	直接的	即効性
	児童を養育している保護者が病気や仕事などで養育が一時的に行えなくなった場合等に、当事者を短期間、児童入所施設等に入所させる事業にかかる補助を行う。				現状のまま取り組むこと。		
O 小児夜間医療・健康電話相談事業（再掲）	3,065	-9,176	200	-1,300	現状維持	直接的	即効性
	子どもの病気、子育ての悩み、予防接種など、子どもの健康や保険に関するあらゆる問題について、電話による相談を夜間に実施する。				周知に努めること		
P 介護給付費負担金（再掲）	10,362,499	485,070	672	18	現状維持	間接的	即効性

11203 家庭・職場・地域における男女共同参画の推進

	介護保険制度の円滑な推進を図るため、要介護者に対する介護給付及び要支援者に対する予防給付に要する費用の12.5%を県が負担する。				介護保険にかかる県の財政負担として、介護保険法の規定に基づき必要な県負担金（介護給付費の12.5%）の支払いを実施すること。			
Q (重) 特別養護老人ホーム整備事業費補助事業（再掲）	377,327	-	2,071	-		抜本的に改革	直接的	即効性
	新しい特別養護老人ホーム（個室・ユニットケア型）等の施設・設備を重点的に整備し、施設サービス等を充実させます。				入所申込者が安心して利用できるように、高齢者保健福祉計画に基づき、高齢者のニーズに沿った特別養護老人ホーム（個室・ユニットケア型）整備を、「重点プログラム」に位置づけ、社会福祉法人等の施設整備を支援を行うこと。			
R 生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）運営事業費補助事業（再掲）	33,799	3,703	112	-27		現状維持	間接的	即効性
	高齢者に対し、介護支援、居住、地域交流機能を総合的に有する複合施設に生活援助員を配置する。また、高齢者の受け皿として機能強化を図る。				独立生活が不安な高齢者に対して居住及び介護サービスについて、市町村に支援を行うこと。			
S 在宅老人福祉機器設置事業費補助事業（再掲）	6,228	579	112	-27		現状維持	間接的	即効性
	寝たきり高齢者等に対し、日常生活用具を給付又は貸与し、日常生活の便宜を図り、在宅高齢者の福祉を図る。				低所得者対策の一環として、自宅で暮らす高齢者の日常生活用具給付及び貸与について、市町村に支援を行うこと。			
T 高齢者住宅改造事業費補助事業（再掲）	21,560	-2,865	299	-137		現状維持	間接的	即効性
	高齢者が住み慣れた家庭や地域で家族や隣人と暮らしたいというニーズに対して住宅改造をするときの経費を市町村が助成した場合、その経費の一部を補助する。				低所得者対策の一環として、自宅で継続して暮らせるための改修経費（ただし、介護保険制度を優先して活用し、改修については真に必要な部分に限る）について、市町村に対して支援を実施すること。			
U 軽費老人ホーム事務費補助事業費補助事業（再掲）	915,705	86,423	1,232	-76		現状維持	間接的	即効性
	軽費老人ホーム（A型・ケアハウス）の運営に必要な事務費に対して補助金を交付する。				軽費老人ホーム（ケアハウス）の良質で安定した運営のために指導・助言を実施するほか、各法人等に支援を行うこと。			
V 保健衛生施設等整備事業（再掲）	244,000	237,070	2,333	450		現状維持	直接的	即効性
	介護老人保健施設、訪問看護ステーション及びグループホーム等の施設・設備を整備し、介護保険並びに在宅福祉の推進を図る。				入所申込者が安心して利用できるように、介護老人保健施設を高年齢者保健福祉計画に基づき、必要な地域に施設整備する医療法人等を支援を行うこと。			
W 在宅介護支援センター事業費補助事業（再掲）	791,221	10,632	485	-328		改善する	間接的	即効性
	在宅の要援護高齢者及びその家族に対し、福祉保健サービスを総合的に提供するための相談やサービスの適用調整を行う。				「これからの高齢者介護における在宅介護支援センターの在り方について」等の考え方を基にした活動を進めるために、市町村に対して支援を行うこと。			
X 地域介護実習・普及センター事業（再掲）	10,421	138	205	-53		改善する	直接的	即効性
	高齢者介護の実習を通じて地域住民への介護知識、介護技術の普及を図るとともに、「高齢化社会は国民全体で支えるもの」という考え方を地域住民に広く啓発する。県民に等しく介護実習の場を提供するために東紀州において地域介護実習・普及センター事業を行なう。				東紀州地域での利用状況、各市町村の介護実習事業等の実施状況及び他県（和歌山・奈良）の利用状況を調査し今後の事業委託のあり方を検討すること。			
Y (重) 安心して利用できる介護サービスづくり事業（再掲）	29,867	-	1,511	1,511		抜本的に改革	直接的	即効性
	介護サービスの質の向上を図り、利用者が自ら介護サービスの選択が可能となる仕組みづくりを行う。また、痴呆高齢者施策の要であるグループホームについて、運営及び介護に必須となる研修を開催する。				利用者が良質な介護サービスを選択できる環境整備のために、「重点プログラム」に位置づけて国のモデル事業及び県独自の評価基準作り等を地域福祉室と協働で実施すること。			
Z (重) 高齢者小規模多機能施設設置推進事業（再掲）	25,700	-	578	-		現状維持	直接的	即効性
	地域の中に家庭的な雰囲気満ちて、元気なときでも、介護が必要になったときでも利用できる、高齢者小規模多機能施設をモデル的に整備し、高齢者のニーズに応える。				「地域密着・小規模・多機能」なサービスが展開できる施設が、今後の介護保健制度改正等においても重視されていることから、「重点プログラム」に位置づけ、法人等が市町村と協働してモデル的に整備することを支援を行うこと。			

11203 家庭・職場・地域における男女共同参画の推進
